

公立大学法人沖縄県立芸術大学ハラスメント調査委員会細則

制定 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策規程（令和3年4月1日施行。以下「防止・対策規程」という。）第13条第2項の規定に基づき設置するハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 当事者や関係者等から事情聴取等を行い、申立てのあったハラスメントに関し調査する。
- (2) 前号の調査結果について、ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）に文書で報告する。
- (3) 申立てのあったハラスメントに関し、必要に応じて防止・対策委員会に意見を述べる。

(調査手続き)

第3条 委員会は、申立てのあったハラスメントの当事者、関係者、その他事案の調査に必要と認められる者から事情を聴取することができる。

- 2 委員会による調査に際し、調査対象者より付添い人同席の申し出があったときは、委員会の許可を得て付添い人をつけることができる。
- 3 委員会は、必要と認める場合には、当事者及び関係者に対して、調査を著しく困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員3名以上をもって組織する。

- (1) 弁護士、社会保険労務士、学識経験者、ハラスメントに関し知見のある者等学外の者
 - (2) その他、防止・対策委員会が特に必要と認める者
- 2 委員は、防止・対策委員会が指名し、理事長が任命する。
 - 3 ハラスメント相談員は、委員になることができない。
 - 4 委員の構成は、客観性、中立性及び公平性を確保するため、男女比に配慮するとともに、当事者と利害関係のある者をできる限り除外する。
 - 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。
 - 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、防止・対策委員会が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(遵守事項)

第6条 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正及び客観的な立場で任務を行うこと。
- (2) 任期中及び任期後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 申立人への抑圧、被害のもみ消し等の恐れのある言動を行ってはならない。

(事情聴取への出席及び文書等の提出の要求)

第7条 委員会は、当該事案について調査の必要がある場合、当事者及び関係者に対し、事情聴取への出席及び当該事案に関係のある文書、物品、データ等の提出を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定に基づき、事情聴取への出席を求める場合、出席すべき日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定に基づき、文書、物品、データ等の提出を求める場合、提出すべき文書、物品、データ等の表示、提出期限その他必要事項を通知しなければならない。

4 第2項及び第3項の通知にあたっては、可能な限り文書や電子メール等で通知するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴くことができる。

(任務の終了)

第9条 委員会の任務は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了するものとする。

- (1) 事実調査を行い、防止・対策委員会に事実調査結果報告書及び関連する資料を提出し、必要に応じて防止・対策委員会に意見書を提出した場合
- (2) 防止・対策規程第14条に基づき被害者救済の手続を中止し、必要な資料及び記録等を防止・対策委員会に提出したとき。

2 委員会は、前項に基づき任務が終了した場合でも、防止・対策委員会が追加調査等の必要を認めたときは、再び任務を遂行するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、事案の性質や内容により、関係部署が協力して庶務を分担することができるものとする。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、防止・対策委員会が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年2月26日から施行する。
- 2 この細則の施行前に設置された委員会の組織、運営等については、令和3年4月1日施行の細則の定めによるものとする。